

機能性食品(保健機能食品)

機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品(トクホ)と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていましたが、2015年4月より新たに機能性表示食品制度が始まりました。これら機能性表示が可能な食品を、スーパーやドラッグストアなどで見る機会が増えてきましたので、その概要について紹介します。

機能性を表示できる食品

食品は医薬品と区別するために、通常は機能性や効果を表示することはできません。しかし、健康増進を目的とした特定保健用食品、特定の栄養成分の補給のための栄養機能食品や、更に2015年4月より機能性表示食品が、健康増進法等で機能性を表示できる保健機能食品として認められています(図1)。

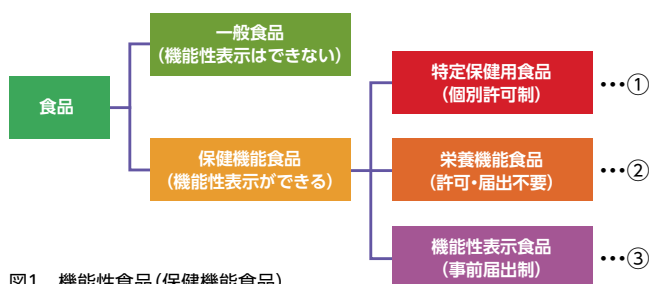


図1 機能性食品(保健機能食品)

①特定保健用食品

特定保健用食品は、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えたりするのに役立つなどの特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。また、特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品を条件付き特定保健用食品とし、それぞれには、許可マークが付されています(図2)。

1991年の制度開始以降、1,093件(2017年6月21日現在)が許可されており、「難消化性デキストリン」と「オリゴ糖」を機能性成分とするもので約半数を占めています(図3)。



図2 許可マーク

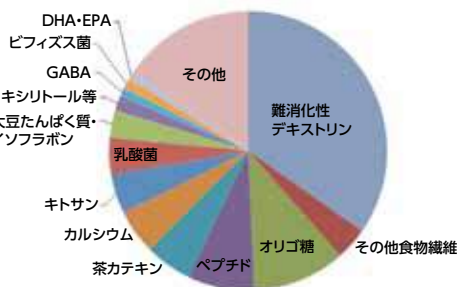


図3 特定保健用食品の機能性成分別許可割合

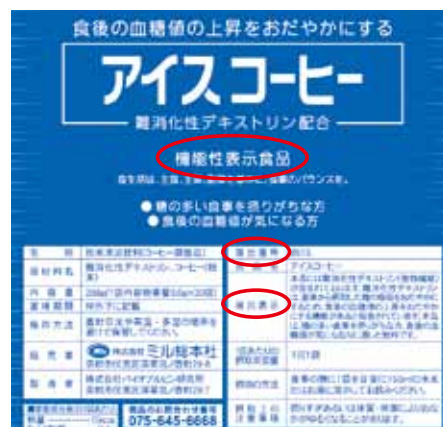
②栄養機能食品

栄養機能食品とは、ビタミンなどの特定の栄養成分の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示するものをいいます。

対象食品は消費者に販売される容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用生鮮食品で、定められた食品表示基準に基づき表示がされています。現在、ビタミン、ミネラル及びn-3系脂肪酸の基準が決められています。

③機能性表示食品

機能性表示食品は、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者が商品の正しい情報を得られるように、2015年4月に、新しく始まった制度です。特定保健用食品は国が個別に許可した食品ですが、機能性表示食品は企業の責任で科学的根拠を基に商品/パッケージに機能性を表示できる食品で、消費者庁への事前届出制となっており、制度開始後、既に1,054件(2017年8月14日現在)が届出されています。特定保健用食品同様「難消化性デキストリン」が最も多く登録されていますが、特定保健用食品では少なかった「γ-アミノ酪酸(GABA、ギャバ)」や「ドコサヘキサエン酸(DHA)・エイコサペンタエン酸(EPA)」も多く見られます(図4)。届け出された機能性表示食品は、その機能性と安全性に関する情報が消費者庁のホームページ¹⁾に公開されており、誰でも確認できるように



機能性表示食品の表示例

(機能性表示食品検索サイト)¹⁾ <https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

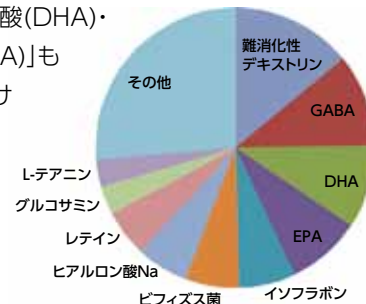


図4 機能性表示食品の機能性成分別届出割合

お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 応用技術課 食品・バイオ担当 TEL:075-315-8634 FAX:075-315-9497 E-mail:ouyou@kptc.jp